

総務建設常任委員会行政視察報告

総務建設常任委員会は、去る 10 月 24 日から 25 日までの 2 日間、富山県魚津市及び射水市を訪問し、次のとおり行政視察を実施しました。

調査視察日 富山県魚津市 平成 25 年 10 月 24 日（木）
富山県射水市 平成 25 年 10 月 25 日（金）

調査視察先及び視察目的

1 富山県魚津市

- (1) (株)魚津シーサイドプラザ海の駅「屋気楼」について
- (2) 観光振興条例について

2 富山県射水市

- (1) みえる・わかる・わかり合える行政について
部長の政策提言
みえる・わかる・わかり合えるミーティング
- (2) 広報サポーター制度について
- (3) 協働のまちづくり推進条例について

視 察 者

土佐洋子委員長、窪田美樹副委員長、長塚かおる委員、待寺真司委員、
守屋亘弘委員、荒井直彦委員、横山すみ子委員
廣瀬英之事務局次長（随行）

魚津市視察の概要

1 魚津市の概要

魚津市は、富山県の東部に位置し、富山市から東へ 25 km の距離にあり、面積は 200.63 km²、人口（平成 22 年国調）44,959 人の都市です。市の南東部は最大標高 2,415m に達する山岳地帯で立山連峰に連なり、市域の約 70% が標高 200 メートル以上の急勾配な山地で占められています。

また、北東は布施川を境に黒部市と、西南は早月川の清流を隔てて滑川市・上市町と接し、北西には富山湾が広がり、「屋気楼・埋没林・ほたるいか」が市の三大奇観としてよく知られています。

2 ㈱魚津シーサイドプラザ海の駅「厩気楼」について

海の駅「厩気楼」は、平成 15 年 12 月に魚津魚商協同組合、魚津漁業協同組合及び魚津商工会議所等が発起人となり、地元企業や多くの一般市民の出資により株式会社魚津シーサイドプラザを設立し、16 年 7 月に魚津市内初となる観光物販施設として魚津港にオープンしました。

この海の駅「厩気楼」は、国土交通省が認定する車で陸から、プレジャーボートで海から、どちらからでもアプローチできるマリンレジャーの振興拠点となる「海の駅」とは異なり、海の幸が「食べたい」、「買いたい」を一度に叶えてくれる旬の魚が並ぶ鮮魚即売コーナーや食事処、魚津の特産物の販売を行う観光物販施設です。



施設内のイベントスペースでは、毎月第 2・第 4 日曜日に朝市が開催され、水揚げされたばかりの鮮魚・うまみの凝縮された塩干物や豊富な水資源で育てられた地元の農産物などを購入するのに、商人と価格交渉を楽しむ朝市となっているとのこと。

また、朝市では飲食の提供も行われており、特に朝市定食（焼魚・大漁鍋）は、毎回行列ができるほどの人気があり、これを目当てに市内外を問わず多くの方が訪れているそうです。

そして、海の駅「厩気楼」は、市の各種イベント開催会場としても重要な役割を担っています。毎年 8 月に開催される魚津市最大のイベント「じゃんとこい魚津まつり」の花火大会、魚津市内の商工業・農林水産業者が一同に集い生鮮産品や自社商品・製品・サービスを P R する商業イベント「魚津産業フェアまるまる魚津」などが開催され、故郷魚津をこよなく愛する人たちの熱い思いがたくさん詰まった魚津の観光及び地場産の核となる施設となっています。

3 観光振興条例について

(1) 条例策定の背景

市には、三大奇観である厩気楼、ほたるいか郡遊海面、埋没林をはじめ、戦国の城跡、米騒動発祥の地など多くの地域資源があり、これ

らの観光資源として活用し、魅力を高めることによって観光客がより長く滞在し、再び訪れたいくなるような観光のまちづくりへの取組みが重要な課題となっています。

27年春には北陸新幹線長野 - 金沢間の開業が予定されており、観光・ビジネスなど人的交流による活性化が期待されています。

このような事情を背景として、23年3月に県内自治体では初となる「魚津市観光振興条例」を制定しました。

市の観光の振興について基本的な考え方を明らかにすることにより、市民の観光に対する理解を深め、市民、観光事業者、観光関係団体や市が連携をしながら、一体となって魅力ある観光のまち魚津の実現を目指すため制定したものです。

(2) 条例の概要について

条例は、市における観光の振興について基本的事項を定めることにより、観光の振興施策を総合的に推進し、もって豊かで活力に満ちた観光のまち魚津の実現に資することを目的としています。

目的を達成するため、第4条に「市民の役割」、第5条に「観光事業者及び観光関係団体の役割」、第6条に「市の役割」を規定し、観光振興には三者が観光に対する理解を深め、共有し、一丸となって取組む、いわゆる「オール魚津」の精神が重要であるとしています。

また、第7条では観光振興の基本となる「観光振興計画」の策定を規定しています。

(3) 観光振興計画

計画は、条例の理念のもと、観光の振興を総合的かつ戦略的に推進する具体的な方策を章立てで示しています。計画期間は、24年度から28年度の5年間としています。

第1章では、計画策定の趣旨及び目的、計画の概要について定めています。策定に当たっては、観光事業者、観光関係団体をはじめ、各種産業団体、学識経験者、行政関係などで構成する「観光振興計画策定委員会」を設置し、観光振興に向けた方向性や取組みなどを議論し、計画の具体的方策づくりに取り組んでいます。また、観光に関する満足度等に関する調査やパブリックコメント手続きを実施し、そこで寄せられた市民等の方々の意見をもとに本計画が策定されています。

第2章では、市の観光の動向や現状を踏まえ、観光形態の変化や二

ーズの多様化などに対応するための課題を記載しています。

観光客満足度調査を実施したところ、「良かった」「まあまあ良かった」を合わせると 8 割近くになるものの、「やや不満」となった回答もあり、満足度の向上に努めていくことが今後の課題となりました。

それらを踏まえた課題として、観光資源を活かし自然を満喫できる体験メニューの開発や、調査の中で興味度の高かった「屋気楼」、「ベニズワイガニ」をはじめとする既存ブランドに加え、新たな資源のブランド化を進めるとともに、広域連携による誘客促進、プロモーションの強化を図ること等が挙げられています。

第 3 章では、観光の目的や形態の変化、観光に対する意識や課題等を踏まえ、総合的かつ戦略的に観光振興を進めるための戦略を記載しています。

基本戦略として、「おもてなしの充実」、「観光資源の活用」、「魚津ブランドの創出」、「広域観光・プロモーションの推進」の 4 つを掲げ、基本施策及び具体的な取り組みを定めています。

そして、各戦略に重点プロジェクトを設け、具体的な事業内容、ターゲット、主体となる組織、スケジュールを示しています。

具体的な取り組みとして、基本戦略の「広域観光・プロモーションの推進」を例に挙げると、27 年春の北陸新幹線開通に伴い観光客誘致が見込めるとし、28 年度までにはおよそ 105 万人増の 620 万人の観光客を見込んでいます。

マーケティングによる観光客のニーズ調査を実施し、そこで得られる情報をもとに旅行商品開発や観光 PR を行い、市の特色や魅力を効果的に発信することとしています。

具体的なプロモーションの代表的なものが、イメージキャラクター「ミラたん」です。

24 年に市のイメージキャラクターのデザインを募集し、全国 1,020 点の応募の中から選ばれました。

ゆるキャラグランプリにも出場し、初参加の昨年は「ゆるゆるファンタジー賞」を受賞しています。



射水市視察の概要

1 射水市の概要

射水市は、平成 15 年 5 月に富山県内では初の住民発議により「射水地区広域圏合併協議会」が設置され、平成 17 年 11 月 1 日に射水郡の 3 町 1 村及び新湊市が合併して誕生した人口（平成 22 年国調）93,558 人の都市です。面積は 109.18km² で富山県のほぼ中央に位置し東西を県下 2 大都市である富山市、高岡市に隣接しています。

また、北は富山湾、南は緑あふれる丘陵地帯、西は清流庄川に囲まれ、この自然環境の中で育まれた新鮮な幸は多種多彩で、中でも富山湾で水揚げされる白エビやベニズワイガニは特に有名で、射水市の名を全国へと広めています。

2 みえる・わかる・わかり合える行政について

現市長は、マニフェストに「市の行政が『今どのような状況にあり、何を成し遂げようとしているのか』を市民に分かりやすく示し、情報を共有すること」、「市民が『今何に悩み、どのような課題を抱えているのか』つぶさに聞き、様々な施策に反映させていくこと」。市政運営の基本に位置付け、市民の声を聞き市民の目線に立って市民と協力し合う行政“みえる・わかる・わかり合える行政”を推進することを掲げました。この取組みの一つとして、22 年度から「部長の政策宣言」、「みえる・わかる・わかり合えるミーティング」を実施しています。

(1) 部長の政策宣言

【目的】

部ごとに、その年度に特に推進すべき事業等を「政策宣言」として掲げ、その目標達成に向けた取り組みを計画的に進め、成果等について市民に公表し、行政の透明性と信頼性を高めることを目的として実施しています。

この提言は、部長から市民に対する約束の性格を有しており、掲げた目標等については必ず実現するよう努めるものとされています。

また、部内職員の意思統一を図るとともに、部ごとに行うべき行政サービスの可視化を狙いとしています。

【概要】

政策宣言を行う対象部局長は、議会事務局長及び監査事務局長を除く 11 部局長としています。政策宣言には、基本目標、重要事業を 3 項目、具体的な取組み（重要事業 3 項目のうち 1 項目を選択）を宣言することとしています。

市民に公表することから事業名などの記載は、予算編成上の事業名にこだわることなく、専門用語の使用は避けてわかりやすい内容になるよう工夫することとしています。

政策宣言の流れとしては、4月初旬に市長から政策宣言設定通知が出され、各部長は「政策宣言」を作成し、5月上旬に市長、副市長及び部長による三者面談が行われ政策宣言が決定されます。

6月初旬に市長の記者会見及び市広報等で「政策宣言」の発表が行われ、10月に中間報告として「進捗状況」及び年度末に向けた「今後の対応」をホームページで公表します。

そして、翌年2月末に各部長が掲げた目標の「達成状況」とその「自己評価」を市民に公表しています。

(2) みえる・わかる・わかり合えるミーティング

【目的】

市長と市民とが垣根なく気軽に意見交換できる場として、個人・自治会（町内会）・各種団体等を対象にしたさまざまな種類のミーティングを行っています。

市からの情報発信の場としての役割の他に、個人・団体、テーマを問わず、市民が市長に提案等を行う場として、市長と自由に意見を交わし行政と市民が信頼できるパートナー関係を構築するため実施しています。

【各事業の概要】

ようこそ市長室へ

市政全般について市民が市長に対して提案を行うものです。

合併前の旧市町村役場の市町村長室で年1回、先着3名、時間は1人30分となっています。

市長とのランチトーク（コーヒートーク）

各種団体等と飲食を共にして、まちづくりについて語り合うものです。申込団体が会場と飲食等を準備。定員は20名以内、時間は1時間です。25年度は3回開催、参加者は延べ55人となっています。

市長の出前講座

自治会、各種団体等に出向いて、市の重要施策や新年度予算の概要など市政全般について講演を行うものです。

会場は申込団体で設定します。質疑も含め時間は1時間半です。

25年度は30回開催、参加者は延べ1,308人となっています。

市長のまちまわり

市内 27 地区ある地域振興会（ ）の地域の現況を視察して地域課題について話し合うものです。

24 年度までに 27 地区を一巡し今年度の開催はありません。

「地域振興会」とは、旧小学校区である市内 27 各地区で単位自治会・町内会をはじめとした自治組織を中心とし、その地区の女性組織、高齢者組織、青少年組織、福祉組織、スポーツ振興組織、消防団等各種団体が連携・協力し、地域づくりを共に行うために設立された組織です。

タウンミーティング

市の取組み等についてのテーマを設定し、広く市民の声を聞き、市の施策や取組みに反映させるものです。

22 年度に「庁舎整備」をテーマに合併前の旧地区の 5 会場で開催、参加者は延べ 1,000 人となっています。

23 年度及び 24 年度の開催はなく、次回は 26 年 2 月に開催予定とのことです。

3 広報サポーター制度について

市の広報活動に市民の声を生かし、市民の知りたい情報を分かりやすく伝えることを目的に、広報サポーター（もっと伝え隊）を設置しています。

この制度も市長のマニフェストにより、22 年度から実施され、広報紙「広報いみず」の企画内容やレイアウト等についての意見や感想を月 1 回メールにより提出します。ホームページや記者会見等の媒体での広報活動に対する意見も随時提出します。また、年 4 回のサポーター会議での意見交換、広報活動への協力などの活動を行っています。

サポーターは 20 歳以上の市民を対象に一般公募され、定数は 10 人以内、任期は 1 年で無報酬です。現在、4 名（男女各 2 名）がサポーターに委嘱されています。

行政の一方向的な情報発信ではなく、サポーターの意見を反映させることによって、市民の「知りたい」ニーズに答えるとともに、的確に情報を伝え、「見やすい」「分かりやすい」情報発信とすることで、市民が広報媒体に接する機会を増やし、行政への関心を高める一助となっています。



4 協働のまちづくり推進条例について

【条例制定の経緯】

地方分権が進展している中で、よりよい地域社会を実現するため、市民と行政がお互いに知恵と力を出し合いながら地域の課題を自らの力で解決するという、協働によるまちづくりが全国的に重要視されています。射水市においても、19年度を「市民と行政による協働のまちづくり元年」と位置づけ、市民と行政の力を結集し、自立したまちづくりを進めるために協働によるまちづくりを積極的に推進してきました。

20年1月には、協働の考え方や進め方についてのルールを定めた「協働のまちづくり基本指針」を策定し、さまざまな講座や市民協働事業を実施しています。23年3月の基本指針改訂を経て、24年4月に協働のまちづくり推進条例を制定しました。

【概要】

条例は、協働によるまちづくりを推進するための基本的事項を定め、市民や市民活動団体等と市の役割を明らかにし、共に協力しながら地域の特性を生かした活力ある地域社会の実現を図ることを目的としています。

第3条では、条例の「目的」の実現を目指し、協働のまちづくりを推進するために大切にすべきこと、ルール及び進め方についての「協働の基本原則」を定めています。

第4条から第9条では、「協働の基本原則」に則り協働を推進していくための市民、市民活動団体等及び市の役割や事業の協働化について定めています。

第10条では、「市の支援」として、助成金の交付等の財政的支援、まちづくりを担う人材の育成及び活動に対する助言等の支援、必要な活動拠点の整備等を行うことを規定しています。

また、まちづくりに関して広く市民等の意見を聴くため、学識経験者、各種団体からの推薦者、公募市民からなる「協働のまちづくり推進会議」を設置し、協働によるまちづくりを推進するための施策等の評価、検証及び提言等を行うこととしています。

【協働事業の取り組み】

(1) 地域提案型市民協働事業

地域が抱える問題やテーマを解決し、地域にあったまちづくりの実現に向けて、地域振興会の自由な発想を生かした事業の提案を公募し、協働で事業を実施するものです。補助金額は、20万円を上限として

います。

25年度は、広場の芝生化や自治会発足記念事業など3事業について採択しています。

(2) 公募提案型市民協働事業

地域課題の解決に向けて、市民の自由な発想を生かした多様で効果的・効率的な公共サービスを提供するため、NPO法人やボランティア団体等の各種団体の専門性・先駆性などの特性を生かした事業の提案を公募し、協働で事業を実施するものです。補助金額は、必要経費の3/4で100万円を上限としています。

25年度は5件の事業提案があり、子ども救急隊員育成プロジェクト及び里山ビオトープの形成事業の2事業について採択しています。

以上、ご報告いたします。

平成25年12月13日

総務建設常任委員会